

外来力ミキリムシ類交付金等 逆引き辞典
(令和 7 年度版)

令和 7 年 5 月
外来力ミキリムシ類
関係省庁連絡会議事務局

外来カミキリムシ類交付金等 逆引き辞典目次（令和7年度版）

No	省庁名	交付金・補助金等名	頁
1	農林水産省	消費・安全対策交付金のうち重要病害虫の特別防除等	3
2	農林水産省	果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業	6
3	農林水産省	多面的機能支払交付金	8
4	環境省	特定外来生物防除等対策事業（交付金）	11
5	林野庁	林業・木材産業循環成長対策交付金のうち森林資源保全対策	14
6	林野庁	森林病害虫等被害対策事業	16

消費・安全対策交付金のうち重要病害虫の特別防除等

1 対象品目・分野

生産園地、耕作放棄地

2 事業概要

事業実施主体が実施するクビアカツヤカミキリの防除対策や発生調査に要する経費について支援。

3 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者団体等

4 支援内容

(1) 対象経費：防除費用、調査費用、研修費用等

(2) 補助率：定額 1/2 以内

(3) 補助対象経費上限額：－

(4) 備考：

- ・年度途中の追加交付が可能
- ・クビアカツヤカミキリの発生調査については、農地以外でも実施可能

5 問い合わせ先

北海道農政事務所 消費・安全部農産安全管理課

(TEL：011－330－8815)

東北農政局 消費・安全部農産安全管理課

(TEL：022－221－6097)

関東農政局 消費・安全部農産安全管理課
(TEL : 048-740-0101)

北陸農政局 消費・安全部農産安全管理課
(TEL : 076-232-4006)

東海農政局 消費・安全部農産安全管理課
(TEL : 052-746-1315)

近畿農政局 消費・安全部農産安全管理課
(TEL : 075-414-9035)

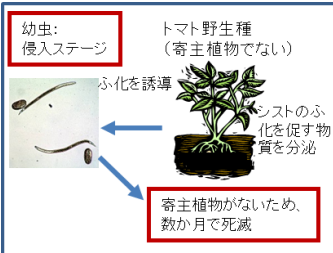
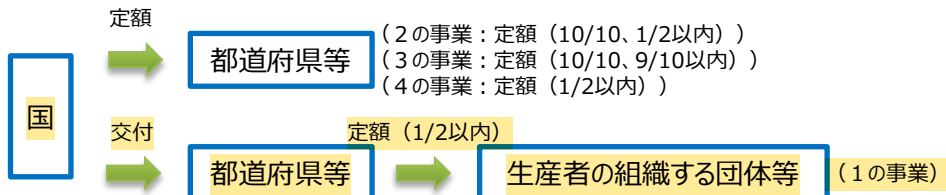
中国四国農政局 消費・安全部農産安全管理課
(TEL : 086-224-4511)

九州農政局 消費・安全部農産安全管理課
(TEL : 096-211-9111)

沖縄総合事務局 農林水産部消費・安全課
(TEL : 098-866-1672)

＜対策のポイント＞
農作物に重大な被害を及ぼす**重要病害虫**について、その発生地域において**防除対策等**を確実に講じます。

＜事業目標＞
我が国未発生又は一部に発生している病害虫の**定着・まん延防止**

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
1. 重要病害虫の防除 植物防疫法に基づく緊急防除の対象とはならないものの、生産地域に侵入し、まん延した場合に重大な被害が発生するおそれがある病害虫（クビアカツヤカミキリ等）が確認された場合、発生地域における発生調査、防除対策等を実施します。 また、緊急防除終了後に再発生するおそれがある病害虫について、再発生を抑制するための防除を実施します。	初動防除の例 （ミカンコミバエ種群）  ミカンコミバエ種群（成虫）  誘殺板の設置の様子 重要病害虫の防除の例 （クビアカツヤカミキリ）  クビアカツヤカミキリの成虫と幼虫  被害樹の伐採
2. 初動防除及び緊急防除の実施 緊急防除等の対象となりうる重要病害虫の侵入が確認された場合に、発生範囲の特定や薬剤散布等の初動防除を実施します。 また、我が国で初めて確認されたジャガイモシロシストセンチュウ等の重要病害虫の定着・まん延防止を図るため、植物防疫法に基づく緊急防除を実施します。	緊急防除の例 （ジャガイモシロシストセンチュウ）  幼虫：侵入ステージ トマト野生種（寄主植物でない） ふ化を誘導 シストのふ化を促す物質を分泌 寄主植物がないため、数か月で死滅 対抗植物の植栽による防除 根絶防除の例 （アリモドキゾウムシ）  成虫と幼虫
3. 根絶防除の実施 南西諸島等の国内の一部地域にのみ発生が確認されているアリモドキゾウムシ等の重要病害虫について、その根絶を図るための防除を実施します。	
4. 移動規制病害虫の防除 植物防疫法に基づく移動の制限等に係る重要病害虫に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域における防除を実施します。	
＜事業の流れ＞  <pre>graph LR; A[国] -- 定額 --> B[都道府県等]; B -- 交付 --> C[都道府県等]; C -- 定額 1/2以内 --> D[生産者の組織する団体等];</pre> （2の事業：定額（10/10、1/2以内）） （3の事業：定額（10/10、9/10以内）） （4の事業：定額（1/2以内）） （1の事業）	5 重要病害虫の侵入が確認された場合に迅速に防除対策等を実施し、 定着・まん延防止を徹底 【お問い合わせ先】消費・安全局植物防疫課（03-6744-9644）

持続的生産強化対策事業のうち
果樹農業生産力増強総合対策
(果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業)

- 1 対象品目・分野
生産園地
- 2 事業概要
果樹の優良品目・品種への改植、
未収益期間の幼木管理経費等を支援。
- 3 事業実施主体
生産者
- 4 支援内容
 - (1) 対象経費：伐採・抜根費、深耕・整地費、
苗木代、植栽費等
 - (2) 補助率：
○改植支援：定額、1／2以内
(単価例)
 - ・ 17 万円/10a もも、うめ等の落葉樹の慣行樹形
○未収益期間支援：定額
 - ・ 22 万円/10a
(5.5 万円/10a × 4 年分を初年度に一括交付)
 - (3) 備考：病虫害特例として以下の支援が可能
 - ・ 被害果樹の同一品種（産地の振興品種）への改植
 - ・ 被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」
- 5 問い合わせ先
農林水産省 農産局果樹・茶グループ
(TEL：03-3502-5957)

果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、地域計画の目標地図に位置付けられた者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地を対象として優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組を支援します。

特に、省力樹形の導入を推進するとともに、省力的樹園地への転換を短期間で実施するため、自園地を省力樹形に一斉改植し、成園までの間は代替園地で営農を継続する取組を支援します。

果樹経営支援対策事業

I 整備事業

1. 改植・新植支援

優良品目・品種への改植・新植を支援。

※省力樹形等への改植・新植を優先的に支援。

(1) 改植（新植）支援単価

（※補助対象となる
植栽密度を別途設定）

① 省力樹形

超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）	73(71)万円/10a
高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）	53(52)万円/10a
根域制限栽培（みかん等のかんきつ類）	111(108)万円/10a
根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）	100(99)万円/10a
ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）	33(32)万円/10a
朝日ロンバス方式（りんご）	33(32)万円/10a
V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも等）	73(71)万円/10a
省力的な植栽方法※	補助率1/2以内
（※整列的な配置等により効果を発揮するもので、省力樹形の要件の一部をみたすもの）	

② 慣行樹形等

みかん等のかんきつ類	23(21)万円/10a
りんご等の主要果樹	17(15)万円/10a
りんごのわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33(32)万円/10a

（省力樹形の例）



りんごの超高密植（トールスピンドル）栽培（慣行比1.7倍以上の単位収量）

※以下の要件を病害虫被害に係る特例として緩和
①同一品種への改植を可能とする
②被災樹体ごと（1本単位）の改植が可能

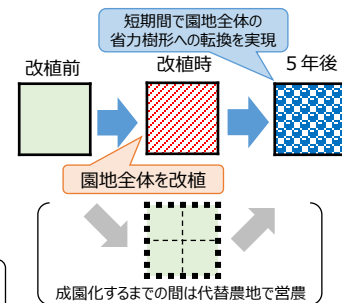
II 推進事業

1. 省力的樹園地への一斉改植支援

まとまった面積での自園地の一斉改植を行うため、成園までの間、離農園地等の代替園地において営農を継続するための掛かり増し経費を支援。

支援単価 56万円/10a

〔代替園地に対し、11.2万円/10a×成園までの5年分。初年度に一括交付〕



2. 技術的サポート支援

地域計画の目標地図と連動した省力樹形等への転換を推進するため、先進地や研究機関からの指導者派遣及び産地内での省力樹形等の導入に向けた研修会開催に掛かる経費を支援。（補助率：定額）

(2) 面積要件 改植・新植面積が地続きで概ね2a以上

2. 小規模園地整備等

園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、用水・（補助率：1/2以内）かん水設備の設置、排水路の整備等を支援。

3. 設備の導入支援

防風ネット（多目的防災網も含む）、防霜ファン、（補助率：1/2以内）モノレール等の設置を支援。

4. 放任園地の発生防止対策

支援単価：みかん等のかんきつ類 10万円/10a
りんご等の主要果樹 8万円/10a
その他の果樹は補助率1/2以内

作業条件の悪い園地や、病害虫による被害等の温床となる荒廃園地等の解消・発生防止に向けた、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組を支援。

果樹未収益期間支援事業

改植・新植後の農薬代・肥料代等の幼木の管理経費を支援。

支援単価 22万円/10a

（＝5.5万円/10a×改植・新植実施年の翌年から4年分。初年度に一括交付）

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農産局果樹・茶グループ（03-3502-5957）

多面的機能支払交付金

1 対象品目・分野

地域資源（農地、水路、農道等）の適切な保全管理を行うための地域の共同活動

2 事業概要

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援。

3 事業実施主体

農業者等で構成される組織

4 支援内容

（１）対象経費：地域資源の保全活動等に要する経費

（２）補助率：定額（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）
（田 3,000 円/10 a、畑 2,000 円/10 a、
草地 250 円/10 a 等）

（３）備考：

- ・病虫害発生低減のために、畦畔・農用地法面等やその周辺部での草刈り又は除草が可能
- ・地域における生物多様性保全のため、外来種の駆除が可能
- ・ただし、営農しているほ場内での防除等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの支援は対象外

5 問い合わせ先

北海道農政部 農村振興局農村設計課
(TEL : 011-231-4111)

東北農政局 農村振興部農地整備課
(TEL : 022-263-1111)

関東農政局 農村振興部農地整備課
(TEL : 048-600-0600)

北陸農政局 農村振興部農地整備課
(TEL : 076-263-2161)

東海農政局 農村振興部農地整備課
(TEL : 052-201-7271)

近畿農政局 農村振興部農地整備課
(TEL : 075-451-9161)

中国四国農政局 農村振興部農地整備課
(TEL : 086-224-4511)

九州農政局 農村振興部農地整備課
(TEL : 096-211-9111)

沖縄総合事務局 農林水産部農村振興課
(TEL : 098-866-0031)

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和7年度予算額 50,048（48,589）百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。**

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463（47,050）百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

（円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払（共同）※1	③資源向上支払（長寿命化）※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払（共同）※1	③資源向上支払（長寿命化）※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

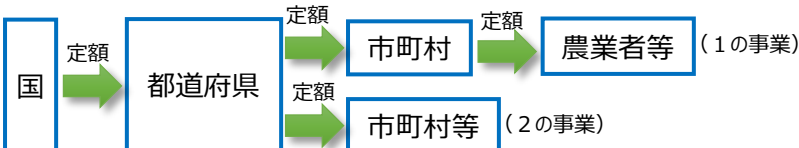
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585（1,539）百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

※下線部は拡充内容

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

（円/10a）

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等（加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加）	田	400
		畑	240
		草地	40
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400

（円/10a）

項目		交付単価
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	長期中干し 800
		冬期湛水 4,000
		夏期湛水 8,000
		中干し延期 3,000
		江の設置等 作溝実施 4,000
		作溝未実施 3,000
項目		交付単価
組織の体制強化への支援	広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて行うこと	40万円/組織

※広域活動組織内の集落をまわって共同活動を支援することを目的として設置される班

特定外来生物防除等対策事業（交付金）

1 対象品目・分野

特定外来生物である外来カミキリムシ3種による生態系に係る被害の防止に向け行う事業の対象地

2 事業概要

地方公共団体による、それぞれの地域の実状に応じた外来生物対策事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的に、地方公共団体が、外来生物法に基づく特定外来生物による生態系及び人の生命・身体に係る被害の防止に向け行う事業の実施に要する費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付するもの（生態系に係る被害防止の観点から、外来カミキリムシ3種（クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、サビイロクワカミキリ）も対象。

3 事業実施主体

地方公共団体（都道府県は市町村・民間団体へ、市町村は民間団体への間接交付も可）

4 支援内容

（1）対象経費：

本事業を行うために必要な以下の経費

諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、資材購入費、無償労務費、その他環境大臣が必要と承認した経費

（2）補助率：

「1/2 以内」又は「定額 250 万円※」

※ただし、定額を超える事業費分は 1/2 以内。

(3) 備考：

- ・「特定外来生物の防除等対策事業にかかる経費」に対し、地方公共団体負担分が特別交付税措置の対象となっている。

- ・ 特別交付税措置の交付率は「当該交付金事業実施時には、最大 1/2」「当該交付金を受けずに行う単独事業実施時には、最大 3/10」となる。すなわち、地方公共団体の自己負担は実質最大で 1/4（当該交付金事業実施時）又は 7/10（単独事業実施時）に軽減される。

5 問い合わせ先

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

電話：03-5521-8344



【令和7年度当初予算 100百万円】 環境省
【令和6年度補正予算 400百万円】

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

2. 事業内容

令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、令和5年4月に施行された。これにより、都道府県は、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることが、市町村はそれに努めることが責務となった。加えて、同法に基づき、国は地方公共団体における施策の支援に必要な措置を講ずることが責務となった。

同法に基づくこれらの責務規定を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

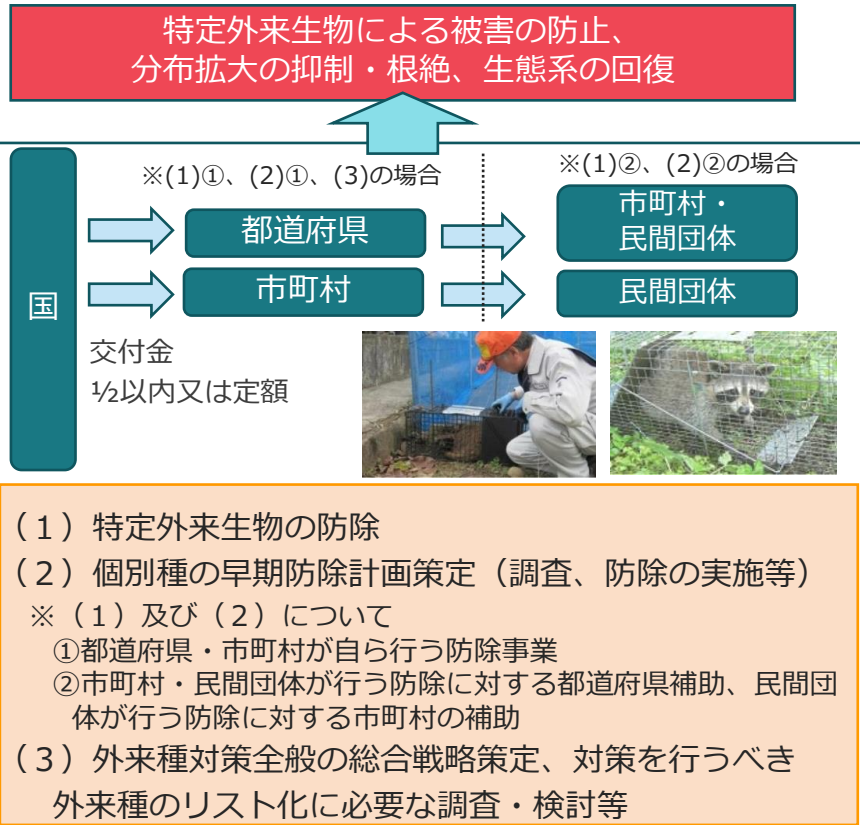
- (1) 特定外来生物防除事業（交付率1/2以内）
- (2) 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、250万円※）
- (3) 外来種対策戦略検討等事業（定額、250万円※）

※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は1/2以内又は定額）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和5年度～

4. 事業イメージ



林業・木材産業循環成長対策交付金のうち
森林資源保全対策

1 対象品目・分野
森林

2 事業概要
突発性森林病虫害で、森林に重大な損害を与える病虫害
（ツヤハダゴマダラカミキリを除く）に対する薬剤の散布
等について支援。

3 事業実施主体
都道府県、市町村等

4 支援内容
（１）対象経費： 需用費、委託料、備品・資材購入費等

（２）補助率： 1/2 以内

5 問い合わせ先
林野庁研究指導課森林保護対策室
（TEL：03-3502-1063）

健全な森林の造成を推進するため、地域の実情に応じて都道府県や市町村等が実施する、森林病虫害や野生鳥獣による被害防除、林野火災予防等を支援します。

1. 森林資源保護の推進

（1）森林病虫害等防除

スギ・ヒノキ病虫害や**突発性森林病虫害の防除等**

【実施主体】 都道府県、市町村等

（2）森林健全化促進

ナラ等の大径末被害木の伐採、抵抗性マツの植栽等

【実施主体】 都道府県、市町村等

（3）森林病虫害等防除活動支援体制整備促進

防除活動推進のための資機材の整備等

【実施主体】 都道府県、市町村等

（4）松林保全体制整備強化

被害先端地周辺のマツノマダラカミキリ生息調査等

【実施主体】 都道府県、市町村等



ミズナラの萌芽(若返り)



移動式チップパー

（5）野生鳥獣被害防除

・野生鳥獣による被害を防止するための防護資材、捕獲用わなの設置

・長期の行動把握調査や森林被害マップの作成

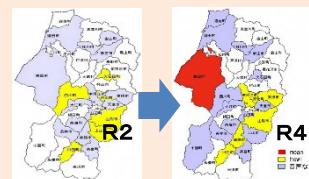
【実施主体】都道府県、市町村、森林組合等



はく皮防止資材



捕獲用の囲いわな



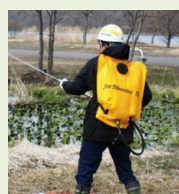
森林被害マップの作成

2. 森林環境保全の推進

林野火災予防対策

消火資機材の配備、火災予防活動等

【実施主体】 都道府県、市町村



消火資機材の配備



山火事予防の普及啓発活動

森林病虫害等被害対策事業

1 対象品目・分野

森林

2 事業概要

ツヤハダゴマダラカミキリ被害木の駆除について支援。

3 事業実施主体

都道府県、市町村等

4 支援内容

(1) 対象経費： 伐倒費、破砕費、資材費等

(2) 補助率： 1/2 以内

5 問い合わせ先

林野庁研究指導課森林保護対策室

(TEL : 03-3502-1063)

森林病虫害等被害対策事業

【令和7年度予算概算決定額 626,070 (729,919) 千円】

(令和6年度補正予算額(森林病虫害等被害拡大防止緊急対策) 663,200千円の内数)

<対策のポイント>

森林病虫害等による被害抑制のため、被害が拡大している東北地方等において、農林水産大臣命令による防除の実施や地方公共団体等が実施する防除を支援するとともに、ナラ枯れ被害対策の調査等を行います。

<事業目標>

保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制 [令和7年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1 森林害虫駆除事業委託

179,979 (188,979) 千円

- 松くい虫について東北地方における被害拡大防止、佐渡におけるトキ営巣木等の保全を図るため、農林水産大臣命令による伐倒駆除や薬剤散布等を実施します。

2 森林病虫害等防除事業費補助金

430,965 (520,965) 千円

- ① 松くい虫被害が新たに発生している高緯度・高標高地域等における伐倒駆除や薬剤散布を支援します。
② 薬剤の樹幹注入等、環境に配慮した松林保全対策を支援します。
③ カシノナガキクイムシやのねずみ等による被害のまん延防止及びツヤハダゴマダラカミキリ被害木の駆除を支援します。

3 森林病虫害等被害対策技術調査事業

14,151 (18,000) 千円

- ① 抵抗性マツで造成された樹林における被害リスクや効果的な対策の調査を支援します。
② 近年開発された防除手法などナラ枯れ対策の効果やコスト等の実態調査を支援します。

4 森林病虫害等防除損失補償金

975 (1,975) 千円

- 農林水産大臣命令を受けて行う伐倒駆除等に要する費用等を補償します。

予防



薬剤の地上散布



薬剤のヘリ空中散布



薬剤の樹幹注入

- ・ 薬剤散布は、マツノザイセンチュウを媒介するマツノマダラカミキリ成虫を直接殺虫するとともに、薬剤が染込んだマツの枝をかじった成虫も殺虫します。
- ・ 樹幹注入は、マツ樹体内に侵入するマツノザイセンチュウが増殖できないように薬剤を樹幹に注入します。

駆除



くん蒸処理



破砕処理



焼却処理

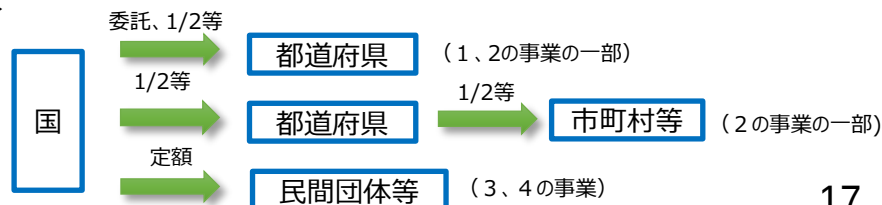


ツヤハダゴマダラカミキリ対策

- ・ 被害木を伐倒し、くん蒸・破砕・焼却等により、被害木に生息しているマツノマダラカミキリの幼虫を駆除します。
- ・ ツヤハダゴマダラカミキリ被害木を駆除します。

効果的な被害防止対策に活用

<事業の流れ>



- ①抵抗性マツの被害リスクと今後の被害対策、②ナラ枯れの防除手法やその効果等の調査を実施し、効果的な被害対策の確立を図ります。



抵抗性マツ



ナラ枯れ